

# 公共事業再評価調査

整理番号 H24-1

担当部課名	農林水産部 林政課	電話番号	017-734-9524
		E-MAIL	rinsei@pref.aomori.lg.jp

再評価実施要件	未着工 長期継続 (10年) 再評価後 (年) その他 ( )
---------	---------------------------------

## 1 事業概要

事業種別	治山事業	事業主体	県 市町村 その他 ( )				
事業名	地すべり防止事業	地区名等	菅場 (すがば) 市町村名 新郷村				
事業方法	国庫補助 交付金 県単独 財源・負担区分	国 50 % 県 50 % 市町村 %	その他 %				
採択年度	平成14年度 (用地着手 平成 年度 / 工事着手 平成14年度)						
終了予定年度	平成25年度 (平成19年2月工期変更 当初計画時 平成20年度)						
事業目的	地すべり防止区域内の地すべり発生地及び恐れがある箇所において、災害を防止・軽減するために対策工を実施する事業である。 地すべり防止区域指定 (昭和48年6月19日 A=21.00ha、平成14年6月26日 A=62.35ha)						
主な内容	区 分	当初計画時	再評価時	増 減			
	集水井工	11 基	11 基	0 基			
	ボーリング工	11,169 m	13,831 m	2,662 m			
	治山ダム工	5 個	4 個	1 個			
	護岸工	59 m	200 m	141 m			
	水路工	0 m	1,028 m	1,028 m			
	山腹工	1 ha	0 ha	1 ha			
	杭打工 (鋼管)	0 本	36 本	36 本			
事業量及び総事業費の増減については、詳細な地すべり機構解析調査、対策工設計、測量の精査等によるものである。							
事業費	当初計画時総事業費 1,041 百万円 (単位：百万円)						
		～21年度	22年度	23年度	24年度	小 計	25年度～ 合 計
	計 画					921	82 1,003
	(うち用地費)	( )	( )	( )	( )	( 0 )	( ) ( 0 )
実 績	575	109	162	75	921	82 1,003	
(うち用地費)	( )	( )	( )	( )	( 0 )	( ) ( 0 )	

## 2 評価指標及び項目別評価

### (1) 事業の進捗状況

(A) ・ B ・ C

事業の進捗状況	事業費割合 (うち用地費)	計画全体に対する進捗 91.8 % [ / ] ( % ) [ / ]	年次計画に対する進捗 100 % [ / ] ( % ) [ / ]	
	主要工程 毎割合 (事業費)	集水井工 (178百万円)	(基数割合) 88.8 %	(基数割合) 88.8 %
		ボーリング工 (518百万円)	(延長割合) 77.5 %	(延長割合) 77.5 %
		治山ダム工 (80百万円)	(個数割合) 100.0 %	(個数割合) 100.0 %
		護岸工 (93百万円)	(延長割合) 100.0 %	(延長割合) 100.0 %
		水路工 (43百万円)	(延長割合) 58.4 %	(延長割合) 58.4 %
		杭打工 (鋼管) (90百万円)	(本数割合) 100.0 %	(本数割合) 100.0 %
説 明	事業の全体計画及び年次計画に対する進捗は順調であり、阻害要因もなく計画どおり事業を実施している。当該地すべり防止区域は、過去の被災歴や詳細な地すべり機構調査結果から、対策工を必要とする地すべりブロックAのうちの、平成22年度末までに4ブロックの対策工が完了 (概成) している。			
問題点・解決見込み	事業の進め方として、地すべり機構調査観測 対策工設計計画 対策工実施 施工効果観測判定まで各ブロック毎に行うことから長期間となるため、残事業を精査し、既設対策工の効果を判定して、早期概成を目指す。			
事業効果発現状況	事業実施箇所においては、地すべりを誘発する有害な地下水が順調に排除 (水位低下) されており、地すべり変動が抑えられ、対策工の効果が発揮されている。			

(2) 社会経済情勢の変化		(A) · B · C
社会的評価	全国・本県における評価	<p>【全国の評価】</p> <p>わが国の地形地質は、急峻かつ脆弱な構造であることに加え、融雪や梅雨などの豪雨により、地すべり災害が多発している状況にある。人家、公共施設等を地すべり災害から保全するためには、必要不可欠な事業である。</p> <p>【県内の評価】</p> <p>林政課所管における地すべり危険地区の対策工着手率は、36.4%（H23年度末）であり、今後においても着手率向上のため、地すべり防止事業を推進していく必要がある。</p>
	当地区における評価	<p>当地区は、湧水箇所と湿地が多数散在する典型的な地すべり地形を呈しており、地すべりや土砂災害が発生したことから、昭和48年に地すべり防止区域に指定し、同年から昭和51年まで地すべり防止事業により対策工を整備した。しかし、平成14年に既指定地すべり防止区域の隣接地においても地すべりや土砂災害が発生し、国道に亀裂、既設集水井工の変状等の被害が生じたことから、隣接地を地すべり防止区域に追加指定し、事業を再開したものである。これらの被災により、地元住民から地すべり対策工を実施するよう強い要望がある。</p>
必要性	<p>地すべり等防止法により、地すべり防止事業の実施及び地すべり防止区域の管理は、県が行うことになっている。</p> <p>過去に発生した地すべり災害により、地すべり防止区域内の国道に亀裂等の被害を受けていることから、地すべり対策工が必要である。</p> <p>保全対象：国道5,000m、2級河川五戸川</p> <p>当初計画時と比較して、保全対象に大きな変化はない。</p>	(a) · b
適時性	<p>過去に地すべり災害や土砂災害等が発生している。</p> <p>十和田湖や奥入瀬溪流への観光アクセス道路としても重要な国道454号線が地すべり防止区域内に位置しており、交通の確保のため、対策工事の早期概成が望まれている。</p>	(a) · b
地元の推進体制等	<p>過去に発生した地すべり災害により、新郷村から地すべり対策工実施の要望が強く、事業実施に対する阻害因子はない。</p> <p>地権者の同意率は100%となっている。</p>	(a) · b
効率性	<p>地すべり防止区域内に位置する国道454号線は、県南から「十和田湖」や「奥入瀬溪流」等へ連絡する主要アクセス道であり、また、国道沿線には「間木ノ平グリーンパーク」や「権現ノ滝」、水芭蕉の群生地等の観光地も多く点在することから、観光振興の面でも重要性を増しており、地すべり災害により国道が被災した場合、観光地へのアクセスに影響が生じる。</p> <p>2級河川五戸川に土砂流出した場合、下流域への影響が危惧される。また、五戸川流域は青森県ふるさとの森と海の保全及び創造に関する条例において保全地域に指定されており、被災した場合、保全計画や施策等に影響が生じる。</p>	

(3) 費用対効果分析の要因変化		(A) · B · C		
区分	主な項目	当初計画時	再評価時	増減
費用項目 (C)	(1) 事業費	1,161 百万円	1,112 百万円	49 百万円
	(2)	百万円	百万円	0 百万円
	(3)	百万円	百万円	0 百万円
	(4)	百万円	百万円	0 百万円
	(5)	百万円	百万円	0 百万円
	総費用	1,161 百万円	1,112 百万円	49 百万円
便益項目 (B)	(1) 山地保全便益 (土砂流出防止便益)	1,518 百万円	1,518 百万円	0 百万円
	(2)	百万円	百万円	0 百万円
	(3)	百万円	百万円	0 百万円
	(4)	百万円	百万円	0 百万円
	(5)	百万円	百万円	0 百万円
	総便益	1,518 百万円	1,518 百万円	0 百万円
B / C		1.31	1.37	
費用対効果分析 (B / C)	<p>【費用対効果分析手法】（分析手法、根拠マニュアル等）</p> <p>「林野公共事業における事前評価マニュアル（H22.3林野庁森林整備部計画課策定）に基づき算定。</p>			(a) · b
計画時との比較	<p>【当初計画時との比較における要因変化】</p> <p>事業費の費用減は、総事業費の見直しに伴う減である。</p> <p>B / C は、総事業費の減により当初計画時と比較して上回る結果となった。</p>			(a) · b

(4) コスト縮減・代替案の検討状況		(A) · B · C
コスト縮減	【コスト縮減の検討状況】 工法選定にあたっては、地下水排除工（集水井工、集排水ボーリング工等）や水路工の抑制工を優先して実施し、地下水排除による効果を検証することで抑止工（杭打工）を最小限に抑え、コスト縮減に取り組んでいる。	(a) · b
代替案	【代替案の検討状況】 各ブロックにおいて地すべり観測の状況・表流水・崩壊状況等を考慮しながら、各ブロック毎に工法の比較を行い、最適な工法を採用している。	(a) · b

(5) 評価に当たり特に考慮すべき点		(A) · B · C	
住民ニーズの把握状況	【住民ニーズの把握方法】 事業を実施するにあたり、必要に応じて地元関係者に説明会を行っている。	【住民ニーズ・意見】 災害防止のため、地すべり対策工事の早期完成を強く要望されている。	(a) · b
環境影響への配慮	【開発事業等における環境配慮指針への対応】 (1)対応状況 配慮している 配慮していない (2)区分 農林地等の緑地や植生の改変 地形や地盤の改変 水系や水辺の変更 海域環境の変更 敷地整備段階での重機の使用 土砂等の搬出・搬入 廃棄物処理等 道路(車歩道)、雨水排水路の設置 基礎や地下建造物の建設 低層建築物の建設 高層建築物・大規模施設等の建設に係る環境配慮 高架構造物の建設 海底・海中建造物の設置や建設 (3)特に配慮する対応内容 治山ダムや護岸工等の基礎構造物については、石詰タイプの構造物を採用し、自然環境や景観の保全に配慮している。 掘削等で使用する建設機械については、排出ガス対策型や低騒音型の建設機械を使用し、周辺の環境等に配慮している。	(a) · b	
地域の立地特性	(地域指定) 振興山村地域、過疎地域、五戸川流域ふるさとの森と川と海保全地域 (災害の記録) S47 地すべりによって、県道(現国道)が破損する被害を受けた。(集水ボーリング工を実施) H11.7 地すべり性崩壊によって、山腹斜面が崩壊し、土砂が流出する被害を受けた。(山腹工を実施) (危険箇所情報) 地すべり危険地区であり、地すべり防止区域に指定されている。 (S48~S52、H6~H11、H14~地すべりブロック毎に対策工事を実施)		

### 3 対応方針(事業実施主体案)

総合評価	継続	計画変更	中止	休止(林政課及び漁港漁場整備課所管事業に限る)
評価理由	全ての項目でA評価であるほか、保全対象(国道、2級河川)を考慮すると事業の必要性、重要度が高いことから対応方針を継続とした。 また、本事業に対する地元要望や必要性も高く、費用対効果分析においても、B/C=1.37であることから、本事業の必要性及びその効果は高いと判断される。			
備考	-			

### 4 公共事業再評価等審議委員会意見

委員会意見	対応方針(案)どおり	対応方針(案)を修正すべき		
委員会評価	継続	計画変更	中止	休止(林政課及び漁港漁場整備課所管事業に限る)
附帯意見	(附帯意見がある場合に記載)			
評価理由	(委員会意見が「対応方針(案)を修正すべき」の場合に記載)			